グループホーム・ケアホーム運営 に関連する法制度等について

平成23年9月13日、14日 神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部 障害サービス課

※本資料は、障害保健福祉関係主管課長会議(平成23年6月30日)及び「平成24年4月から、介護職員等による 喀痰吸引等(たんの吸引・経管栄養)についての制度がはじまります」(平成23年9月;厚生労働省)の内容に基づき 作成したものであり、今後変更する可能性がある。 く障害保健福祉の動向について>

障害保健福祉の動向について

民主、社民、国民新の3党による連立政権合意 (H21.9)

連立政権合意内容

- 〇「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、 利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。
 - ・障がい者制度改革推進本部設置(H21. 12)
- å同会議の開催(H22. 1~現在まで計18回開催)
 - •総合福祉部会設置(H22. 4)

障害者制度改革の基本方向と進め方

障がい者制度改革推進会議(H22.6.7)「障害者制度改革の推進の ための基本的な方向(第一次意見)」《抜粋》

- ・「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
- ・総合福祉部会では、推進会議における大枠の議論の枠内で、総合福祉法制定に向けた検討に着手しており、平成23年夏から秋までを目途に結論を得る。これを受けて、政府は24年の常会への法案提出、25年8月までの施行を目指すべきである。

平成23年8月30日障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言がなされる。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(H22.12.10公布)

- <施行期日>
- 1 公布日(H22.12.10) 障害者の範囲の見直し(発達障害が対象化)等
- 2 平成23年10月1日 GH・CHの利用の際の助成、同行援護の創設
- 3 平成24年4月1日その他の事項(相談支援の充実、障害児支援の強化)等

趣旨

公布日施行

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の 地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日(予定))から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
- ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行(予定)

- 相談支援体制の強化 (市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
- ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実

(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)

- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し (18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。
- ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日(予定))から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、

- (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備。
- (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6):公布日施行 (2)(4)(5):平成24年4月 1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日(予定))から施行 く虐待防止対策支援事業について>

障害者虐待防止対策支援事業について

7 障害者虐待防止の体制整備の推進について

- 平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律」が成立。
- 今後、平成24年10月の法律の円滑な施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 本法律においては、<u>障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務</u>が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が障害者虐待の通報窓口や相談等を行う<u>市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす</u>こととされたところ。
 - ※ 法律において規定された地方公共団体の責務等の具体的内容については、施行通知等を参照。
- 各都道府県におかれては、法律の円滑な施行に向けて、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、本法律における障害者虐待の通報義務等の周知徹底を図るようお願いする。

また、<u>今年度から研修などの事業の実施に確実に取り組むとともに、障害者虐待防止対策支援事業や</u>地域移行のための安心生活支援事業の活用等により<u>管内市町村</u>における関係機関との連携強化や相談体制の強化等が推進されるよう、<u>必要な支援をお願いする。</u>

- ※ 現在行っている障害者虐待防止対策支援事業の追加協議においても、今年度の事業実施を積極的に受け付けることとしているので、改めて事業実施の検討をお願いする。
- なお、今後、法律の具体的な運用に係るマニュアルの作成、障害者虐待防止の取組を推 進するための会議の開催等について、検討することとしている旨を申し添える。

8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

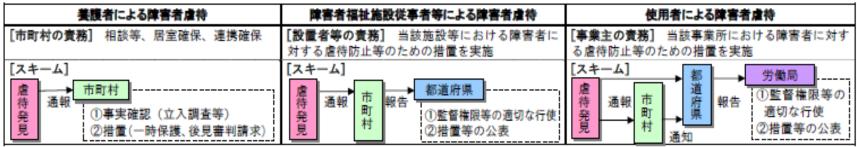
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること 等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。
- ※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

○ 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

神奈川県では虐待防止研修を開催 予定(指導者養成)H23~

連携協力体制を整備した上で、 (2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

(2)家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施)

① 家庭訪問

○ 過去に虐待のあった障害者の家庭 やそのおそれのある障害者の家庭 に対し、相談支援専門員等を訪問さ せることにより、家族関係の修復や 家族の不安の解消に向けた支援を 行う。

③ 一時保護のための居室の確保等

○ 事前に障害者支援施設や短期入 所事業所等に依頼し、居室の確保を 行うとともに、緊急一時保護を要する 虐待が発生した場合に虐待を受けた 障害者の受入れについて支援する。

② 相談窓口の強化

○ 障害者虐待に係る24時間・365日の 相談体制を整備する。

④ カウンセリング

○ 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

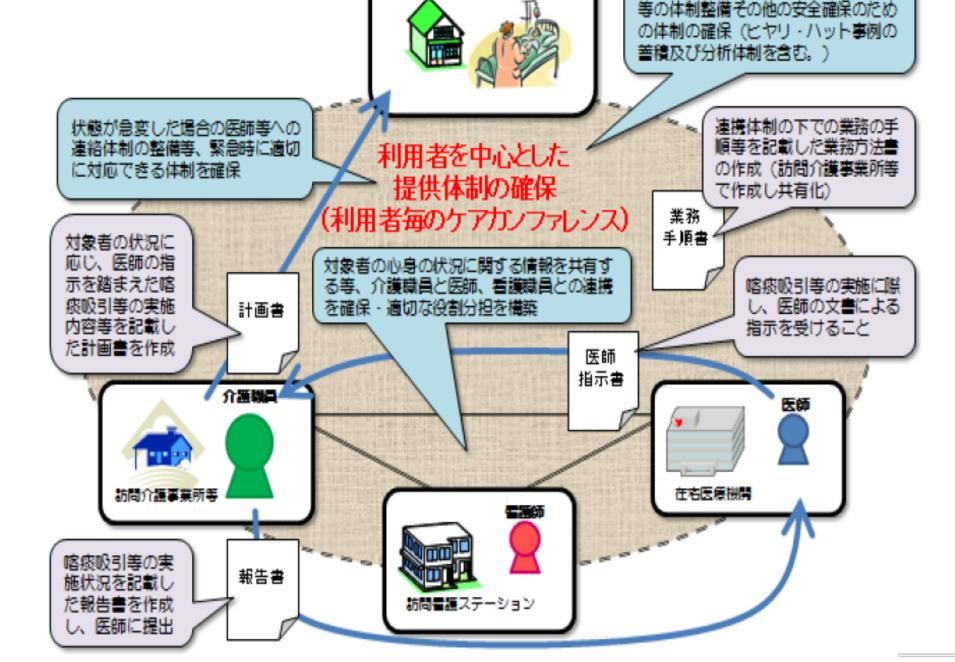
(4)専門性強化事業

- 医師や弁 護士等によ る医学的・法 的な専門的 助言を得る 体制を確保 する。
- へ 有識者か ら構成され るチームを 設置し、虐 待事例の分 析等を行う。

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成23年度予算:3,450千円) 国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。 く介護職員等によるたんの吸引について>

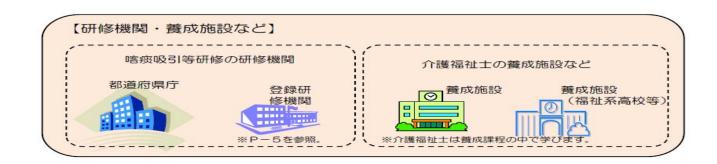
介護職員等によるたんの吸引について

- ▫開始年月
 - 平成24年4月~
 - 医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の要件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できる。
- •対象となる医療行為
 - 〇たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - 〇経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)
- •実施者
 - 〇介護福祉士(平成27年度以降)
 - 〇介護職員等(一定の研修修了者)
- どこで行われるのか
 - ○施設や在宅などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる登録事業者(登録基準あり)により行われる。



利用者名

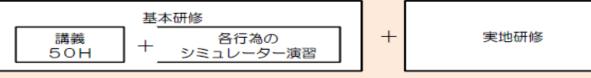
医療関係者を含むケアカンファレンス



「喀痰吸引等研修」

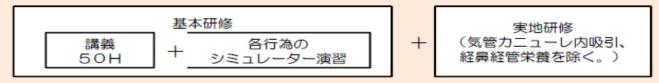
研修には、3つの課程が設けられてます。 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

○今回対象となった行為すべてを行う類型

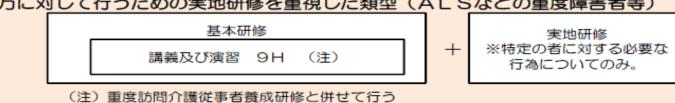


- ○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。
 - ※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。

場合には20.5時間

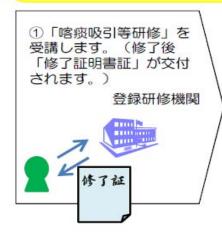


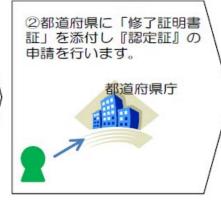
〇特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型(ALSなどの重度障害者等)

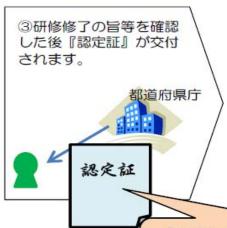


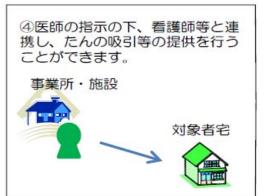
介護職員のたんの吸引等の実施のための研修事業については、開催時期・定員等検討中。

現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合









『認定特定行為業務従事者認定証』 たんの吸引等の業務を行うための証明書です。 (実施できる行為が記載されています。)

現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。





③認定された行為につき、医師の指示の下に、 看護師等と連携して引き続き、たんの吸引等 を行うことができます。 施設

『認定特定行為業務従事者認定証』

特別支援学校

たんの吸引等の業務を行うための証明書です。 (実施できる行為が記載されています。) <福祉・介護職員処遇改善事業及び報酬改定について>

福祉・介護職員処遇改善事業について

<目的>

- 障害福祉サービス等を提供する事業所に従事する生活支援員等の福祉・介護職員の賃金改善に充当するための助成金を支給することにより、福祉・介護職員の処遇の改善を図り、増加する人材需要に応えるとともに、障害福祉サービス等の充実を図ることを目的とする。
- 〇 経済危機対策を踏まえた平成21年度政府補正予算により開始された事業
- 〇 対象事業所からの申請に基づき、平成21年10月サービス提供分から、神奈川県内の障害福祉サービス事業所、障害児施設、精神障害者社会復帰施設等に対して助成を行う。

ただし、平成24年3月のサービス提供分までが対象。

○ 本事業の対象職種は以下のとおり。

ホームヘルパー、生活支援員、作業指導員、児童指導員、指導員、指導員助手、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、介護職員、精神保健福祉士(精神障害者社会復帰施設)、精神障害者社会復帰指導員

平成22年度障害福祉サービス等処遇状況等調査結果(概要)

経緯

H21.5.29 H21年度補正予算において、福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に 応えるため、「福祉・介護人材処遇改善事業助成金」を創設。

> 「約1,070億円〈福祉・介護職員(常勤換算)一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額〉 ※21年10月サービス分から実施し、2.5年分を予算計上

- H21.10.1 福祉・介護人材処遇改善事業助成金を開始。(H23年度末まで)
- H22.10.1 福祉・介護人材処遇改善事業助成金等が、福祉・介護人材の処遇改善につながっているかど うか検証するため、調査を実施。

調査の概要

- 〇 調査対象は、新体系サービス、旧体系サービス、障害児施設で、計11,899施設・事業所(回収率 57.7%(6,871施設・事業所))。
- このうち、H21年及びH22年ともに在籍していた従事者計20,366人分の賃金アップの状況 (H21.9→H22.9)を集計。

調査結果のポイント

- 平成22年度の福祉・介護人材処遇改善事業助成金の申請状況は、申請しているが75.5%、申請していないが24.5%。
- 平成22年度に福祉・介護人材処遇改善事業助成金を申請した施設・事業所における平成22年の直接処遇職員の平均給与額は、前年同月(9月)に比べて15,208円増加。

なお、助成金の対象外である直接処遇職員以外の職種の平均給与額も、14,470円~18,495円増加。

※ 調査結果の詳細については、別途連絡。

【参考】

〇平成22年度に福祉·介護人材処遇改善事業助成金を申請した施設·事業所における従事者の賃金アップ状況

		従事者数 (人)	平成21年9月 平均給与額 (円)①	平成22年9月			平均給与額の差
				平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均給与額(円)②	(円) (②一①)
常勤·非常勤	直接処遇職員	19,326	255,645	42.0	7.9	270,853	15,208
	看護職員 (保健師、看護師、 准看護師)	893	301,237	47.8	7.8	315,707	14,470
	理学療法士 作業療法士	144	341,019	40.6	6.5	359,514	18,495
	相談支援 専門員	126	312,174	45.9	11.0	330,185	18,011

[※] 直接処遇職員とは、「生活指導員・生活支援員」、「就労支援員」、「職業指導員」、「地域移行支援員」、「ホームへルパー」、「児童指導員・保育士」、「世話人」のことを言う。

[※] 平均給与額は、基本給+手当+一時金(4~9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

[※] 複数の職種に該当する場合は、それぞれカウント。

報酬改定について

障害福祉サービス費用に係る報酬については、3年に一度の改定を基本としており、次期報酬改定は平成24年4月を予定している。次期報酬改定については、平成21年4月の報酬改定の効果等を勘案しつつ、障害者自立支援法等の改正などを踏まえて検討することとしている。